

教 生 学 第 1 4 6 6 号
令和 8 年（2026年） 1 月 29 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

「児童生徒の自殺が起きたときの学校等の対応マニュアル」について（通知）

各学校等におかれましては、児童生徒の自殺予防の取組を推進いただくとともに、児童生徒の自殺及び自殺未遂が起きたときには、令和 6 年 3 月 29 日付け教生学第 1654 号通知「いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の改定について」でお知らせしている「自殺の背景調査の実施マニュアル」等を踏まえ、適切に対応いただいているところです。

このような中、令和 8 年（2026年） 1 月 13 日付け教生学第 1385 号通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について」でお知らせしているとおり、国の指針が改訂されたところです。そのため、当課におきまして、国の指針を踏まえた「児童生徒の自殺が起きたときの学校等の対応マニュアル」を新たに作成しましたので、通知します。

つきましては、万が一、児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときには、各学校等において、本マニュアルを活用し、国の指針に基づき、背景調査（基本調査、詳細調査）の実施、対象児童生徒の保護者への対応、在校児童生徒への対応等を適切に行うようお願いします。

また、自殺未遂が起きた際にも本マニュアル等を活用するなどして適切に対応するとともに、道立学校においては、基本調査を行い、報告するようお願いします。

（生徒指導係）

児童生徒の自殺が起きたときの 学校等の対応マニュアル

本マニュアルは、児童生徒の自殺が起こった場合の対応として、大まかな流れを示したものです。

事案によって対応を同時に進めたり、細かな配慮が必要になったりする場合があることから、事案の状況や調査の進展状況に応じて、対応を検討することが重要です。

対応の流れ

- 対応1 初期対応
- 対応2 基本調査の実施
- 対応3 情報の整理と報告・説明
- 対応4 詳細調査への移行の判断
- 対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明
- 対応6 詳細調査の実施
- 対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

参考資料

本マニュアルは、文部科学省作成の3種類の資料（A、B、C）を参考にしています。

A：「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）

B：「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）

C：「生徒指導提要」（令和4年12月）

該当ページを「A：P.1」（＝資料Aの1ページ）のように示していますので、適宜、参照してください。

対応1 初期対応

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ A : P. 1、4~6 ▶ B : P. 8~9 <p>※様式1</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ B : P. 46~47 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【校内で起こった事案の対応例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現場での応急処置 ②居合わせた児童生徒への対応 ③外部からの問合せへの対応 ④警察との連携 ⑤報道への対応 </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。 ※自殺かどうかは推測や報道内容で判断しない。 <input type="checkbox"/> 遺族や警察、教育委員会等との「対応経過」を時系列でメモする。 <input type="checkbox"/> 校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）で亡くなった児童生徒の自宅を訪問する。 <input type="checkbox"/> 遺族に対し、様式1を活用し、背景調査（基本調査及び詳細調査）の内容、学校の担当者、相談窓口等について説明する。 ※単に様式1を配付するだけではなく、遺族に寄り添った対応が必要。 <遺族への説明・確認内容の例> <ul style="list-style-type: none"> ①背景調査等の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査及び詳細調査について ・学校の担当者、相談窓口（子ども相談支援センター、ほっかいどうこどもライン相談等）について ・災害共済給付制度について ②事実の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の様子 ・遺書の有無（あればその内容） ・亡くなった児童生徒の最近の様子 ・関係する出来事、心当たり ③意向の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒、保護者への説明内容（死因や動機等） ・集会や発出する文書の内容 ・報道への公表内容 ・葬儀等への参列等 <p>※遺族の意向が、「自殺であったことを伏せたい」場合は、他者への伝え方には十分な配慮が必要である。</p> <p>※報道対応が必要な場合、対応内容についてあらかじめ遺族に丁寧に説明し、報道機関に伝えることができる情報の範囲を確認する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自殺かどうか」を学校が判断するのではなく、警察と連携し、正確な情報の把握に努める。 ◆ 基本調査実施前にいじめの疑いを把握した場合は、いじめの重大事態として調査を実施する。 	
<p>(2) 初期目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ A : P. 1 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 何をすべきかイメージしやすい目標を設定する。 <初期目標の例> <ul style="list-style-type: none"> ①遺族の気持ちに寄り添うこと ②心のケア ③学校の日常活動の回復 ④自殺の連鎖（後追い）防止

対応の流れ	対応の具体例
<p>(3) 全校体制の確立</p> <p>▶ A : P. 2~3</p> <p>▶ C : P. 203~204</p>	<p>□ 全校体制（役割分担）を確立する。</p> <p>＜危機時の校内役割分担の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族との窓口 …………… 校長、教頭、学級担任 ・報道対応 …………… 教頭 ※窓口の一本化の徹底 ・指導資料の集約・整理 …… 学年主任、教務部 ・情報の集約・まとめ …… 生徒指導部 ・心のケアの計画 …………… 養護教諭など <p>□ 保護者会や記者会見の検討・準備をする。</p> <p>□ 事故発生後に初めて児童生徒が登校する学校再開日の対応方針を検討・準備をする。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">教育委員会</p> <p>◆職員を派遣（実務経験のある職員を含む） →学校では手の回らない部分をサポートする。</p> </div>
<p>(4) 情報収集・発信</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 情報を収集しつつ、整理し、全教職員が共通認識すべき内容は、しっかり共有する。</p> <p>□ 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がける。</p> <p>※情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、児童生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする。</p>
<p>(5) 遺族及び周囲への心のケア</p> <p>▶ A : P. 3, 7~9</p>	<p>□ スクールカウンセラーのみならず、精神保健局や職能団体等に援助を求め、遺族、在校児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリングはもちろん、保護者会での心のケアの講話などの態勢を整える。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒や過去に自殺未遂を起こしたことがある等自殺の危険の高い児童生徒、現場を目撃した児童生徒などをリストアップし、早めに関わるとともに、専門家のカウンセリングを受けられる体制を整える。</p>
<p>◆道教委は、要請に応じ、スクールカウンセラーの緊急派遣を行う。</p>	
<p>(6) 保護者への説明</p> <p>▶ A : P. 7</p>	<p>□ 保護者向け文書を発行する。</p> <p>＜文書の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事実 ・学校の対応 ・今後の予定 ・子どもへの接し方や校内のカウンセリング ・外部の医療機関や相談先の情報 など <p>□ 保護者会（全校または当該学年）の開催準備をする。</p> <p>※ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認すること。</p> <p>※スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分程度の講話（心理教育）を依頼する。</p>
<p>(7) 全校の児童生徒への説明</p> <p>▶ A : P. 10~12</p>	<p>□ 学校再開日における、児童生徒への伝え方について綿密に準備する。</p> <p>※クラスによって、伝える内容が大きく変わらないように、伝える内容の基本形を定める等の工夫をするとともに、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士で十分に打合せをし、そのクラスに即した説明を行う。</p> <p>※遺族が、自殺の事実を伝えないで欲しいと希望する場合は、伝え方を工夫する必要がある。</p> <p>□ 全校集会で校長が伝える場合は、短時間で終え、すぐに各クラスでの対応を行う。</p>
<p>(8) 報道対応</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 2社以上の取材（依頼）があった場合には、記者会見を開くつもりで準備する。</p> <p>□ 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけず、この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもあり得る。</p>



対応2 基本調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
<p>◆「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。</p> <p>◆調査を迅速かつ適切に行うためには、「聴き取り」「情報の整理」の2チームに分けて対応するなどの体制構築も考えられる。</p> <p>◆事実関係の整理に時間を要する場合、遺族に対して、適時、適切な方法で経過説明を行うこと。</p> <p>◆基本調査実施後にいじめの疑いを把握した場合は、基本調査の中で把握した事実に関して、いじめの重大事態の調査に係る調査組織へ共有した上で、いじめの重大事態の調査を実施する。</p>	
<p>(1) 指導記録等の確認 ▶ B : P. 16</p>	<p>□ 亡くなった児童生徒に関わる次の記録等を即時集約し、確認・保管する。 <即時集約、確認・保管する記録等の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導記録や教育相談の記録等 ※前提として、指導記録や教育相談の記録等を日常的に蓄積する必要がある。 ②いじめアンケート及び1人1台端末等を活用した健康観察の結果等 ③作文や作品等 ④「連絡帳」や「生活ノート」等 ⑤教科書やメモ、プリント類等 ⑥「学級日誌」や部活動、委員会活動などに関するノート等 ⑦亡くなった児童生徒の机や上履き等の所有物の状況
<p>(2) 全教職員からの聴き取り ▶ B : P. 16~17</p> <p>※ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導員等の学校に派遣・配置されている外部人材からも聴き取りを実施する。</p>	<p>□ 調査に先立って、全教職員に調査の趣旨・対象を説明する。 ※亡くなった児童生徒が置かれていた状況や児童生徒の人となり把握のために必ず行う調査であり、全員が対象である。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒の状況や指導等について聴き取る。(原則3日以内) <聴き取り内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習面や進路面等で把握していること ・亡くなった児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子 ・服装、持ち物、提出物等の状況 ・友人や教職員との関係等の対人関係 ・亡くなった児童生徒の健康面や性格面 ・家族関係や学校外での生活のことで把握していること 等
<p>(3) 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア ▶ B : P. 17</p>	<p>□ 聴き取りの前には、対象となる児童生徒の保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者や専門家と連携してケアの体制を万全に整える。 ※聴き取りをしたことが周囲に知られないように十分配慮する。</p> <p>□ 自殺の事実が伝えられていない場合には制約を伴うこととなり、自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難になることに留意する。</p>



対応3 情報の整理と報告・説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 学校の設置者への報告 ▶ B : P. 18</p>	<p>□ 得られた情報の範囲内で、様式2を用いて、情報を時系列にまとめるなど整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。</p>
<p>(2) 基本調査に関する遺族への説明 ▶ B : P. 18~19</p> <p>※様式2 ▶ B : P. 48~56</p> <p>※様式3 ▶ B : P. 57~58</p>	<p>□ 様式2を用いて基本調査の結果を遺族に説明する。 ※調査結果がまとまる前であっても、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。その際、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であることについて説明を行うこと。</p> <p>□ 様式3を活用して、遺族に詳細調査実施の意向を確認する。また、国における要因分析・研究での活用のために様式2を文部科学省等に共有することについても確認する。</p>
<p>◆この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意すること。</p>	



対応4 詳細調査への移行の判断

対応の流れ	対応の具体例
<p>【詳細調査に移行すべき事案の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全ての事案について、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。 ◆これが難しい場合は少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合 イ) 遺族の要望がある場合 ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合 <p>※学校生活に関係する要素とは、「学業不振」、「進路に関する悩み（入試に関する悩みを含む）」、「教職員との関係（体罰・不適切な指導等を含む）」、「学友との関係（いじめを含む）」、「学校生活における性別による偏見・差別」、「その他（例：不登校又は不登校傾向、原級留置、転校等、暴力行為、暴力以外の素行不良、指導困難学級等）」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆この時点で、「いじめにより自殺が生じた疑い」が認められる場合は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により、いじめの重大事態調査を実施する必要がある。 	
<p>(1) 詳細調査への移行判断 ▶ B : P. 20~21</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査への移行の判断は、学校の設置者が行う。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道立学校における事案については、基本調査の報告を受けた教育局が調査委員会（意見聴取会）を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する。</p> </div>
<p style="text-align: center;">詳細調査に移行しない場合 B : P. 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆基本調査の内容については、様式2を用いて取りまとめ、得られた資料とともに保存する。 ◆遺族が詳細調査を望まない場合でも、「ア) 学校生活に関係する要素」に該当する場合や、「ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合」には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保しつつ、第三者性が確保された専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。 	
<p>(2) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断 ▶ B : P. 22</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等においては、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。</p>



対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 詳細調査開始決定後すぐの説明 ▶ B : P. 24</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的・目標 ②調査組織構成の意向の確認 ③調査方法等の確認 ④窓口担当者や連絡先の説明 など <p>※遺族に対して、事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を「見える化」することに留意。</p>
<p>(2) 調査組織等体制が整った段階での説明 ▶ B : P. 25~26</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的と目標 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 など



対応6 詳細調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
<p>◆詳細調査とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案の場合に、基本調査等を踏まえ、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である。</p> <p>◆詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。</p> <p>◆詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、その時点で、詳細調査を実施している調査組織が、詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。反映されていない場合は、重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を調査組織に加えて、調査を実施することが必要である。</p> <p>◆詳細調査終了後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施した調査組織が解散していなければ、詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合と同様に詳細調査を実施した調査組織が重大事態調査を行うことも考えられる。解散している場合については、重大事態のガイドライン第6章に沿って、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、調査を行う必要がある。</p>	
<p>(1) 調査組織の設置 ▶ B : P. 28~31</p>	<p>□ 調査主体は、特別な事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。 ※自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。</p>
<p>(2) 詳細調査の実施 ▶ B : P. 31~37</p>	<p><詳細調査の内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査の確認 ・学校以外の関係機関への聴き取り ・児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査 ・遺族からの聴き取り <p>※詳細調査は、あらかじめ遺族の了解を得て、自殺の事実を児童生徒に伝えることが前提。 ※遺族に対して、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことが必要。</p>



対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 報告書の取りまとめ ▶ B : P. 37~39</p>	<p><調査報告書の取りまとめの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容の整理 ・調査内容の整理から認定しうる事実や自殺に至る過程・心理の検証 ・学校の設置者及び学校の対応 ・再発防止策・自殺予防の提言 など
<p>(2) 遺族への適切な情報提供 ▶ B : P. 39~40</p>	<p>□ 調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する。 ※遺族が学校及び学校の設置者の担当者に対して、不信感を抱いている場合は、別途適切な者を検討することが必要。 ※調査報告書に対して、遺族と事前に確認した調査事項について、調査漏れがある場合等は、追加で調査を行うことが望ましい。</p> <p><説明内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じて確認された事実関係 ・学校の設置者及び学校の対応の検証 ・再発防止策 など <p><確認内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書の公表の意向 ・調査報告書を国における要因分析・研究での活用のために文部科学省等に共有すること



再発防止策の実施